

○環境省告示第二十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の三第一項第四号の規定に基づき、除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の三第一項第四号の環境大臣が定める措置は、次に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

- 一 厚さがおおむね三十センチメートル以上の土壌その他これに類するものであること。
- 二 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。